

地域区分及び介護報酬単価の改正について（平成27年度）

介護報酬1単位当たりの単価（現行）

地域区分	5級地	6級地	その他
市町村	富田林市、河内長野市、 大阪狭山市	千早赤阪村	太子町、河南町
サービス種別			
・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・居宅介護支援	10.42	10.21	10
・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション	10.33	10.17	10
・通所介護 ・短期入所生活介護 ・特定施設入居者生活介護	10.27	10.14	10

単位：円



介護報酬1単位当たりの単価（平成27年4月1日以降）

地域区分	6級地	7級地
市町村	富田林市、河内長野市、 大阪狭山市	太子町、河南町、千早赤阪村
サービス種別		
・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・居宅介護支援	10.42	10.21
・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護	10.33	10.17
・通所介護 ・特定施設入居者生活介護	10.27	10.14

単位：円

今回の平成27年度介護報酬改定に伴い、上記地域区分単価の変更の有無にかかわらず利用料金等が変わりますので、**重要事項説明書の改正**が必要となります（広域福祉課への届出手続きは不要です）。

報酬改定後のサービス利用料金表およびモデル重要事項説明書（一部サービスのみ）については、南河内広域事務室ホームページ「新着情報」内に掲載予定です（3月中旬頃）。

なお、改正後の重要事項説明書については、**利用者またはその家族に対する事前の説明が必要**となります。

平成27年3月31日以前に契約済みの継続利用者については、改定部分のみの説明でも構いませんが、必ず文書にて説明を行ってください。また、**説明時に使用した書面や同意（署名等）に係る記録は事業所及び利用者双方で保管**してください。